

# 自社株の相続に朗報！！

税法が確定したら正しい情報を提供します。

## 事業承継税制

### ● 特例事業承継税制の創設

平成30年1月から10年間の特例措置として施行日後、5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合の特例

項目	現行(一般)	特例
対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2	全株
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5年平均80%維持	実質撤廃
贈与者	先代経営者のみ 改正案 複数株主可	複数株主
受贈者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで(最低10%以上)
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
特例承継期間後の減免要件の追加	民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、超える部分の猶予税額を免除	譲渡・合併による消滅・解散時を加える
提出期間	-	平成30年4月1日から5年間
特例承継計画の提出	不要	要
贈与期間	なし	特例承継計画提出から平成39年12月31日

出所：「平成30年度税制改正研修会テキスト」中央研修所今仲清副所長

特例を受けるには、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した「特例承継計画」が必要！ 特例事業承継税制は認定支援機関しか取り組めない！

©TKC全国会 2018 13

税理士法人大平経営会計事務所は《認定経営革新等支援機関》の認定を受けています。

どうぞ！！何なりと私共へ相談をしてください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1  
TEL:(0532) 53-5333(代) FAX:(0532) 53-5118

[平成30年3月9日作成]

B2460